

公示をホームページで行います

これまで条例などを広く皆さんに公表するために行う公示は、区役所の門前掲示場に書面で掲示して行っていました。4月から原則としてHPに掲載し、いつでも、どこからでも内容が確認できるようにします。なお、インターネット回線

に障害が生じた場合などは、引き続き門前掲示場に掲示します。4月以降、区の公示はHPの「区政」欄からご確認いただけます。
問合せ 総務課文書係
☎03-5211-4138

年金を受けている方が 所在不明のときは届け出てください

年金を受給している方の所在が1か月以上不明な場合、同一世帯の方が所在不明の届け出を提出する必要があります。

も、所在が不明 ※年金の支払いが停止されている方の所在が判明した場合、年金の受け取りを再開するためには手続きが必要
問合せ ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
(IP電話の場合は)
☎03-6700-1165、
千代田年金事務所
☎03-3265-4381

国民健康保険ご加入の方へ はり・きゆう・マッサージなどの利用券を活しましょう

国民健康保険に加入している方は、はり・きゆう・マッサージ(保険が適用されるものを除く)の施術を受けるとき、スポーツセンターなどのプールや人間ドックを利用するときに補助を受けることができます。

対象 区の国民健康保険に加入している4歳〜74歳の保険料の未納がない方
申請場所 問合せ先、出張所
問合せ 保険年金課国民健康保険係(区役所2階)
☎03-5211-4205

旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方へ

対象者には請求により、国から補償金などが支給されます。対象 補償金Ⅱ旧優生保護法に基づく優生手術などを受けた本人とその配偶者(死亡している場合はその遺族)
優生手術等一時金Ⅱ旧優生保護法に基づく優生手術などを受けた本人で生存している方

人工妊娠中絶一時金Ⅱ旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶などを受けた本人で生存している方
請求期限 令和12年1月16日(水)
問合せ 東京都旧優生保護法補償金等受付・相談窓口
☎03-53320-4206
(平日9時〜17時)



予防接種をお忘れなく

問合せ 健康推進課感染症対策係 ☎03-5211-8172

●RSウイルスワクチン定期予防接種

新生児や乳児の感染・重症化を防ぐため、4月から妊婦を対象としたRSウイルスワクチンが定期予防接種となります。対象者には予診票を配布します。

対象 接種日現在、妊娠28週0日〜36週6日の方
予診票の配布方法 妊娠届を提出した際に渡す母と子の保健バッグに同封 ※2月末までに妊娠届を提出し、接種対象者となる可能性がある方は3月末に、3月中に妊娠届を提出した方は5月中旬に発送

接種場所 23区内の指定医療機関 ※HP参照 ※里帰り先での接種を希望する場合は事前申請が必要
費用 無料 ※区指定の予診票をお持ちでない方は自費
接種方法 23区内の指定医療機関の窓口にて予診票と母子健康手帳を提示



▲RSウイルスワクチン



▲里帰り先での定期予防接種費用の償還払い制度

●MR(麻しん風しん混合)ワクチン第2期定期予防接種

令和8年度に幼稚園、保育園年長相当の年齢になる子どもに、3月末に予診票を送付します。1回の接種では免疫がつかない場合があるので、必ず2回接種してください。

対象 令和2年4月2日〜令和3年4月1日生まれの方
接種期間 4月1日(水)〜令和9年3月31日(水)
費用 無料 ※区指定の予診票がない場合は自費
接種方法 23区内の指定医療機関の窓口にて予診票と母子健康手帳を提示 ※昨年予診票が届いた子ども(平成31年4月2日〜令和2年4月1日生まれ)は接種期限の3月31日(火)までに接種を



●HPVワクチン定期予防接種

令和8年度に標準的な接種年齢となる方に、3月末に予診票を送付します。

対象 新中学1年生(平成25年4月2日〜平成26年4月1日生まれ)の女性
有効期限 令和12年3月31日(高校1年生の年度末)
費用 無料 ※区指定の予診票をお持ちでない方は自費
接種方法 23区内の指定医療機関の窓口にて予診票と母子健康手帳を提示



●男子HPVワクチン任意予防接種

4月から男子HPVワクチンを接種する場合、これまで対象だった4価ワクチン(ガーダシル)に加え、9価ワクチン(シルガード9)を選択できるようになります。

対象 接種日現在、区に住居登録のある小学6年生〜高校1年生相当(平成22年4月2日〜平成27年4月1日生まれ)の男子
費用 無料
接種方法 区内の指定医療機関に予約したうえで当日医療機関にある予診票を記入
その他 これまでに4価ワクチン(ガーダシル)を接種している方は、原則として同一ワクチンを接種



●高齢者肺炎球菌ワクチン任意予防接種

4月からワクチンが変更になることに伴い、任意予防接種の制度が一部変更となります。なお、変更後のワクチンは再接種の推奨がないため、接種費用の助成は令和9年度で終了する予定です。

対象 次のいずれかに当てはまる方
・65歳以上で定期予防接種の対象とならず、過去に一度も高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことのない方
・65歳以上で過去に23価肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス/PPSV23)で予防接種を1回受け、接種から1年以上経過した方

接種期間 4月1日(水)〜令和9年3月31日(水)
費用 5,500円(区が約半額を助成) ※生活保護受給者と中国残留邦人など支援給付受給者=無料
接種方法 区内の指定医療機関の窓口にて予診票を提示

その他 接種を希望する方は予診票の発行申請を



●带状疱疹ワクチン定期予防接種

令和8年度新たに带状疱疹定期予防接種の対象になる方に、3月末に予診票を送付します。

対象 令和8年度に次のいずれかに当てはまり、過去に带状疱疹ワクチンの接種を完了していない方
・令和8年4月2日以降に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる
・令和8年4月2日以降に60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、1級相当の身体障害者手帳を持っている

有効期限 令和9年3月31日(水)
費用 無料 ※区指定の予診票をお持ちでない方は自費
接種場所 23区内の指定医療機関 ※HP参照

接種ワクチン どちらかを選択
・不活化ワクチン(シングリックス)2回
・生ワクチン(ピケン)1回

接種方法 23区内の指定医療機関の窓口にて予診票を提示

その他 区の带状疱疹任意予防接種費用助成は継続予定

